在宅福祉奉仕者等顕彰要綱

1 目 的

家庭において、ねたきり高齢者等を献身的に介護している者を鳥取市社 会福祉協議会会長(以下「会長」という)が顕彰する。

2 顕彰の対象

顕彰は次の各号の一に該当するものとする。

- ①在宅のねたきり高齢者(おおむね65才以上)を長期(原則として10年以上)にわたって介護し、他の模範と認められる者。
- ②在宅重度障害者を長期(原則として10年以上)にわたって介護し、 他の模範と認められる者

3 顕彰の方法

顕彰は、会長の褒賞及び記念品を贈呈する。

4 候補者の推薦

地区社協会長は、民生委員、町内会長、その他各種関係者と協議決定し、この要綱に該当する者を候補者として、会長に推薦する。

5 審査会

顕彰者の決定は、会長が委嘱する委員で構成する審査会によって審査決 定する。

6 その他

この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年10月8日から施行する。
- 2 この要綱は、平成6年9月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成10年8月1日から施行する。